

私設取引システム取引（マネックスナイター）説明書

マネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）が運営する私設取引システムにおける取引（以下「夜間取引」といいます。）は、日本証券業協会の定める「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等に従って行われます。夜間取引の仕組みは次のとおりです（詳細は別紙をご覧ください）。

1. 取引所金融商品市場内取引との相違

取引所金融商品市場内取引（以下「市場内取引」といいます。）は、取引所において価格優先、時間優先の原則に従った競争売買その他の方法により取引が行われるのに対して、夜間取引は取引所金融商品市場外取引であり、取引所を通さず、当社が運営する私設取引システムにより取引が行われます。したがって、夜間取引は、市場内取引における個別競争売買等という概念がなく、権利・配当落ちの場合等、必ずしも取引所における最良気配（直近の最も安い売り気配と最も高い買い気配）の範囲で取引されるものではありません。具体的な売買価格の決定方法は下記4及び別紙をご覧ください。

2. 夜間取引を行う際の注意点

- (1)夜間取引は、お客様より夜間取引を行う旨のお申出があったときのみに行うものとします。したがって、お客様より特に夜間取引を行う旨のお申出がなかった場合は、市場内取引にて執行いたします。
- (2)夜間取引は、当社を相手方として仕切売買形式にて取引を行うものとします。ただし、当社では売り注文と買い注文の双方が発注された都度、売り又は買いの一方の少ない方の株数全部について売買を成立させますので、売り注文又は買い注文の一方のみが夜間取引システムに発注されているときには取引は成立しません。なお、取引所金融商品市場外で成立させる委託売買には媒介、取次ぎ又は代理による売買の方法がありますが、当社をご利用のお客様が夜間取引を行う場合はこれらのいずれにも該当しません。また、当社以外の証券会社（以下「取引証券会社」といいます。）をご利用のお客様が夜間取引を行う場合は、当社が運営する私設取引システムへの取引証券会社による取次ぎによる売買の方法となります。

3. 夜間取引の対象

国内の金融商品取引所に上場されている株式等のうち当社が指定した銘柄とします。

4. 売買価格の決定方法

夜間取引は、取引所における立会時間外に、当社の提示価格にて行います。当該提示価格は、お客様に合意いただく所定の取引所における直前の最終値段とすることを原則としますが、以下に掲げる場合は当社が決定した価格とします。

(1)権利・配当落ち等がある場合

権利・配当落ち等がある場合は、市場内取引大引け後に取引所が調整し、公表した価格となります。また、公表された価格が夜間取引開始後に修正された場合でも、夜間取引の取引価格は修正いたしません。

(2)特別売買の場合

特定の銘柄について、特定のお客様（*）から当社が定める期限までに当社所定の方法により当社宛に夜間取引における特別価格による売買（以下「特別売買」）の要望のお申出があった場合には、当日の取引所金融商品市場における需給その他の市場動向等を総合的に勘案のうえ、金融商品取引所における当日の最終値段の上下7%の範囲内で当社が決定した価格とします。最終値段以外の売買価格が設定された銘柄については、当社ホームページ上等でその旨明示いたします。

(*)「特別売買」の要望のお申出は、当社所定の条件を満たしたお客様のみが行うことができます。

(3)その他の場合

取引所金融商品市場においてストップ高又はストップ安となった銘柄について、夜間取引においても需給が偏り約定が成立しにくい可能性が高いと当社が判断した場合には、当日の取引所金融商品市場における需給その他の市場動向等を総合的に勘案のうえ、金融商品取引所における当日の最終値段の上下7%の範囲内で当社が決定した価格とします。この場合の売買価格は、ストップ高の銘柄については金融商品取引所における当日の最終値段より高く、ストップ安の銘柄については当該最終値段より安く設定することを、原則とします。最終値段以外の売買価格が設定された銘柄については、当社ホームページ上等でその旨明示いたします。

5. 注文・約定・決済に至るまでの取引ルール

別紙記載のとおりです。

6. 手数料

手数料は、当社をご利用のお客様は当社の、取引証券会社をご利用のお客様は取引証券会社の、それぞれ所定の手数を頂戴します。

7. 税金

市場内取引に対する課税基準と同一です。

8. その他

その他の事項については、関係法令及び受託契約準則等の取引所規則等に準ずることとします。なお、夜間取引の内容については、当社が必要と判断した場合には改訂されることがあります。

別紙

項目	内容
1. 売買取引	
(1)取扱銘柄	金融商品取引所上場銘柄のうち、当社が指定した銘柄とします。
(2)注文受付時間	注文受付時間は、原則として、営業日の17:30から23:59までとします。
(3)約定日	注文日の翌営業日が約定日となります。
(4)注文方法	(1)注文は指し値（金融商品取引所における最終値段）のみとし、成行注文は受注しません。 (2)注文の優先順位は、受注時刻が早いものが第1位となります。 (3)当社をご利用のお客様は、決済不履行をなくするために、注文は全て前受制とし、売付株数又は買付可能金額がお客様の証券総合取引口座に不足している場合は注文できません。ただし、お客様が適格機関投資家に該当する場合は、別途当社が定める方法に従うものとします。取引証券会社をご利用のお客様は、取引証券会社が定める制限に従うものとします。 (4)注文の有効期限は当日限りといたします。
(5)約定方法	当社が相手方となってお客様の注文（取引証券会社をご利用のお客様が取引証券会社へ取次ぎを委託した注文を含みます。）の約定を行います。その際は売り注文と買い注文の双方が発注された都度、売り又は買いの一方の少ない方の株数全部について売買

	<p>を成立させます。</p> <p>したがって、売り注文又は買い注文の一方のみが、当社が運営する私設取引システムに発注されているときには取引は成立しません。</p>
(6) 売買単位	<p>発行会社が定めた1単元の株式等の数とします。ただし、単元株制度の適用を受けない株式等については1株となります。</p>
(7) 売買値段	<p>発注値段は、売り注文・買い注文ともに金融商品取引所における当日の最終値段とすることを原則としますが、当社所定の要件を満たす銘柄については当日の最終値段を基準として上下7%の範囲内で当社が決定した価格とします。(ただし、権利・配当落ち銘柄は、この限りではありません。) また、公表された価格が夜間取引開始後に修正された場合でも、夜間取引の取引価格は修正いたしません。</p>
(8) 信用取引	<p>当社においては、夜間取引の信用取引は、行いません。ただし、取引証券会社に別途定めがある場合はこれに従います。</p>
2. 売買の停止又は制限	
(1) 停止又は制限の理由	<p>次に該当する場合、当社は売買取引を停止又は制限することがあります。</p> <p>① 当社の取引システムの全部又は一部が停止し、円滑な業務運営に支障をきたすと当社が判断した場合。</p> <p>② 日本証券業協会が、取引所金融商品市場外取引を停止した場合。</p> <p>③ その他当社が取引を停止又は制限すべきと判断した場合。</p>
(2) 注文の取扱い	<p>前項の規定により当社が売買停止措置を実施した場合、お客様の注文は、次のとおり取り扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買停止措置を実施する時点で、取引が成立していない場合 注文はそのまま有効となり、同時に発注いたしております執行条件付注文(「ナイター成らずば翌日取引所成行」、「ナイター成らずば翌日取引所指値」)は翌営業日に発注されます。注文を取り消したい場合には、お客様ご自身で取り消していただく必要がございます。 ・ 売買停止措置を実施する時点で、すでに取引が成立している場合 前項第1号及び第3号により当社の判断により売買停止措置を実施した場合には「取引成立」(約定)とします。以降のお取消しはお受けできません。 前項第2号により協会の停止に基づき売買停止措置を実施した場合には、協会から取引成立を認める連絡がない限り、取消処理を行います。
(3) 停止後の対応	<p>第1項の規定により当社が売買停止措置を実施した場合、当日中の売買再開はいたしません。</p>
3. 取引通知	<p>取引成立後、ただちに売り方、買い方の双方のホー</p>

<p>4. 取引報告書</p>	<p>ムページに取引内容を通知します。ただし、取引証券会社に別途定めがある場合はこれに従います。</p> <p>取引報告書は、当社をご利用のお客様については、約定日の翌営業日に郵送されます。取引証券会社をご利用のお客様については、取引証券会社の定めに従います。</p> <p>ただし、お客様が、当社又は取引証券会社に対して、取引報告書の電子的交付に同意されている場合は、郵送による交付に代えて電子的交付による場合があります。</p>
<p>5. 受渡</p> <p>(1) 決済日</p>	<p>約定日を起算日として4営業日目を決済日とします。</p> <p>なお、上記の日数計算においては休業日を除きます。</p>
<p>(2) 株式等の受渡</p>	<p>当社をご利用のお客様は、受渡日に証券保管振替機構の当社口座内で、お客様の口座の振替え（売り手口座から買い手口座へ）により行います。取引証券会社をご利用のお客様については、取引証券会社の定めに従います。</p>
<p>(3) 代金の決済</p>	<p>当社をご利用のお客様は、受渡日に、当社勘定を経由して、買い手口座から売り手口座へ支払われます。取引証券会社をご利用のお客様については、取引証券会社の定めに従います。</p>
<p>6. 取扱手数料</p>	<p>お客様が夜間取引を利用して取引注文を行い、約定した場合、当社所定の手数料をいただきます。取引証券会社をご利用のお客様については、取引証券会社の定めに従います。</p>

以上
(平成21年11月)